

平成26年第4回安堵町議会定例会

(最終日)

日時 平成26年12月12日(金) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成瀬 博 書記 吉川 明宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西本 安博	副 町 長	北田 秀章
教 育 長	楮山 素伸		
統 括 理 事	寺前 高見	総務部門理事 兼総務課長	近藤 善敬
民生部門理事 兼健康福祉課長	磯部 あさみ	事業部門理事 兼産業建設課長	堀口 善友
会 計 管 理 者	喜多 君美代		
総合政策課長	富井 文枝	税 務 課 長	中野 彰宏
住 民 課 長	堀川 雅央	人権同和対策課長	大星 義博
上下水道課長	石橋 史生		

6 会議事件は次のとおりである。

- 日程第 1 議案第 5 号：安堵町定住促進に係る住宅取得に対する固定資産税の課税免除に関する条例の制定について（委員長報告）
 - 日程第 2 議案第 10 号：安堵町保育の必要性の認定に関する条例の制定について
 - 日程第 3 議案第 11 号：安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の制定について
 - 日程第 4 議案第 12 号：安堵町立保育所設置条例の全部改正について
 - 日程第 5 発議第 1 号：ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）
 - 日程第 6 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
 - 日程第 7 諸般の報告
-

開 会

午前10時

議長（山岡 敏） はい、皆さんおはようございます。
これから、本日の会議を開きます。

議長（山岡 敏） 本日の議事日程は、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいりたいと思います。

議長（山岡 敏） 日程第1議案第5号 安堵町定住促進に係る住宅取得に対する固定資産税の課税免除に関する条例の制定について を議題といたします。
本案について委員長の報告を求めます。
植田総務産業建設常任委員会委員長。

総務産業建設常任委員長（植田英和） 議長。

議長（山岡 敏） はい。

（ 総務産業建設常任委員会報告 ）

総務産業建設常任委員長（植田英和） おはようございます。

3番植田でございます。

委員会委員長報告

総務産業建設常任委員会に付託された案件について審査した結果を報告いたします。
去る4日の本会議で、付託されました案件の審査にあたるため、8日に当委員会を開催いたしました。

まず担当課長から当付託案件について説明を受けたあと、質疑に入り委員会から課税免除の対象について、親名義の土地に、子の家屋を建築するときの考慮ができないかなどの活発な意見があり、今後課題とする。

当委員会として、原案通り可決すべきものと決定いたしました。以上総務産業建設常任委員会審査報告を終わります。

議長（山岡 敏） はい、委員長報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。

議長(山岡 敏) これより討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

議長(山岡 敏) 本案に対する委員長報告は、可決です。
議案第5号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議長(山岡 敏) はい、起立者全員です。
よって、議案第5号は、委員長の報告のとおり可決されました。

議長(山岡 敏) 続いて日程第2 議案第10号安堵町保育の必要性の認定に関する条例
の制定についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長(堀川雅央) はい、議長。

議長(山岡 敏) 堀川住民課長。

(堀川住民課長 登壇)

住民課長(堀川雅央) おはようございます。住民課堀川でございます。
よろしく願いいたします。
それでは議案第10号安堵町保育の必要性に関する条例の制定について、説明させていただきます。
本件につきましては、子ども子育て支援法第20条の規定に基づき、保育の必要性

の認定に関する基準を定めるものでございます。

議案書 2 枚目、安堵町保育の必要性に関する条例をお願いいたします。

第 1 条では、先ほど申し上げました本条例の制定の趣旨について規定してございます。

第 2 条では、本条例で用いる用語の意義は、子ども子育て支援法で定める定義によるという規定でございます。

第 3 条では、保育の必要性の認定の基準についての規定でございます。

小学校就学前子どもの保護者のいずれもが、1 号から 1 2 号に掲げるものに該当する場合には、保育の必要性があると判断し、3 歳児以上の場合は 2 号認定、3 歳児未満場合は 3 号認定となります。

これらは現状の保育園入園基準とほぼ同様でございます。

第 4 条では、保育の必要量の区分についての規定でございます。

保育標準時間認定者については、一月当たり平均 2 7 5 時間までとする、ただし、1 日当たり 1 1 時間までに限ります。

保育短時間認定者につきましては、一月当たり平均 2 0 0 時間までとする、ただし一日当たり 8 時間までに限ります。

この平均時間は、国の基準と同様に、一月に日曜日以外の日が平均 2 5 日あるとし、保育標準時間認定については、一日当たり 1 1 時間でございますので、2 5 日掛ける 1 1 時間で 2 7 5 時間としています。

また、保育短時間認定についても同様に、2 5 日掛ける 8 時間で 2 0 0 時間とさせていただきます。

第 5 条では、優先保育の基準についての規定でございます。

この規定は、現状といたしまして、本町では適応は無いと考えていますが、保育の保育所において、定員数を超えた場合を想定した規定で、第 1 号から第 9 号に該当する場合は、優先的に保育するという規定でございます。

第 6 条では、本条例の施行に関し、必要な事項は町長に委任する旨の規定でございます。

本文につきましては、以上でございます。

附則におきまして、本条例の施行日を子ども子育て支援法の施行の日とし、また、現行の安堵町保育の実施に関する条例を廃止することにより、本条例との重複を解消いたします。

以上でございます。

それでは議案書を朗読いたします。

議案第 1 0 号安堵町保育の必要性に関する条例の制定について

安堵町保育の必要性に関する条例を別紙のとおり提出する。

平成 2 6 年 1 2 月 1 2 日提出

安堵町長 西本安博

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいたのと重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第10号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。
よって議案第10号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて、日程第3 議案第11号安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の制定についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） それでは議案第11号安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の制定について御説明させていただきます。

本件につきましては、子ども子育て新制度実施に向けて、特定教育保育施設及び、特定地域型保育事業所の使用料に関し必要な事項を定めるものでございます。

議案書の2枚目、安堵町特定教育・保育施設及び、特定地域型保育事業所使用料徴収条例をお願いいたします。

第1条では、今申し上げました本条例の制定の趣旨についての規定でございます。

第2条では、本条例で用いる用語の意義についての規定でございます。

第3条では、支給認定保護者から別表第1及び、別表第2による区分に応じた使用料の徴収についての規定でございます。

特定教育・保育施設及び、特定地域型保育事業所の使用料につきましては、2号、3号認定者につきましては別表2によるものとさせていただきます、これにより、保育料全体といたしましては、約10%強の保護者軽減となります。

町収入といたしましては、年間約500万程度の減収となる見込みとなっております。

また、1号認定者につきましては、近隣同一町の公立幼稚園と公立保育所の保育料の差を考慮し、別表第2の所得階層別に算定したものが別表第1でございます。

近隣市町村におきまして、新制度に移行する、私立幼稚園はなく、別表第1の適応はないものと考えています。

次に第4条では、第3条で決定した使用料について、保護者及び施設に通知する旨を規定しております。

第5条では、支給認定保護者は納付期限までに使用料を納める旨の規定をしております。

第6条では、使用料の減免について町長に委任する旨を規定しております。

第7条では、使用料の徴収については、地方税の例による旨を規定しております。

第8条では、本条例の施行に関し、必要な事項は規則に委任する旨を規定しております。

この条例の施行日は、子ども子育て支援法の施行の日といたします。

以上でございます。それでは議案書を朗読いたします。

議案第11号安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例の制定について

安堵町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所使用料徴収条例を別紙のとおり提出する。

平成26年12月12日提出

安堵町長 西本安博

次のページ以降の本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしく願います。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。
討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第11号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。
よって議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第4 議案第12号安堵町立保育所設置条例の全部改正についてを議題といたします。
本案について提案理由の説明を求めます。

住民課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、堀川住民課長。

（堀川住民課長 登壇）

住民課長（堀川雅央） 議案第12号安堵町立保育所設置条例の全部改正について御説明させていただきます。

本件につきましては、子ども子育て新制度実施に向けて、当町では、保育所の設置運営に関しましては、安堵町立保育所設置条例、保育の実施に関する条例及び、保育の実施に関する条例施行規則により設置、保育の必要性運営に関する必要事項を規定していますが、これらのうち、町立保育所の設置運営に関する部分を本条例に統一するために、安堵町立保育所設置条例を全部改正するものでございます。

議案書2枚目をお願いいたします。

まず、本条例は安堵町立保育所設置条例（昭和22年安堵村条例第10号）の全部を改正することを明記させていただいております。

第1条では、本条例は児童福祉法第35条第3項の規定に基づき、保育所の設置管理のために必要な事項を定める旨を規定しております。

第2条では、名称、所在地、定員についての規定でございます。

第3条では、町立保育所におきましては、年末年始、祝祭日、日曜日については休日とする旨の規定でございます。

第4条では、町立保育所におきましては、午前7時30分から午後7時までの11時間30分開所する旨の規定でございます。

現状は、土曜日は半日保育でございますが、本条例の施行日以後は土曜日も平日と同様に、11時間30分開所いたします。

第5条では、保育標準時間認定者の保育時間は、最長午前7時30分から午後6時30分までの11時間とし、保育短時間認定者の保育時間は、午前8時30分から午後4時30分までの8時間とする旨の規定でございます。

第7条では、保育所に、入所についての規定でございます。

第8条では、退所についての規定でございます。

第9条では、第1項においては、保育標準時間認定者については、午後6時30分から午後7時までの30分間、保育短時間認定者については、午前7時30分から午後、午前8時30分までの1時間及び、午後4時30分から午後7時までの2時間30分については、延長保育として保育を実施する旨の規定でございます。

第2項においては、通常使用料とは別に、延長保育に係る使用料を徴収する旨の規定でございます。

第3項において、保育標準時間認定者の延長保育の使用料は一日につき100円とし、保育短時間認定者の延長保育の使用料は、一日につき300円とする旨の規定でございます。

第4項におきましては、延長保育の使用料の徴収について、地方税の徴収の例による旨の規定でございます。

第10条では、保育所運営委員会についての規定でございます。

第11条では、本条例の施行に関し、必要な事項を規則に委任する旨の規定でございます。

この条例の施行日は、平成27年4月1日でございます。

以上でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第12号安堵町立保育所設置条例の全部改正について

安堵町立保育所設置条例を、別紙のとおり提出する。

平成26年12月12日提出

安堵町長 西本安博

次のページ以降の本文につきましては、先に説明させていただいたのと重複いたしますので、割愛させていただきます。

御審議、御可決のほどよろしく願いいたします。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） 質疑なしと認めます。

議長（山岡 敏） これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（山岡 敏） はい、討論なしと認めます。

議長（山岡 敏） これから議案第12号を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（山岡 敏） はい、起立全員でございます。

よって議案第12号は原案のとおり可決されました。

議長（山岡 敏） 続いて日程第5 発議第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）を議題といたします。

本案について趣旨説明を求めます。

2番（浅野 勉） はい、議長。

議長（山岡 敏） 浅野議員。

（浅野議員 登壇）

2番（浅野 勉） 発議第1号ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

このことについて別紙のとおり会議規則第12条の規定により提出します。

平成26年12月12日提出

提出者 安堵町議会議員 浅野 勉

賛成者 安堵町議会 島田正芳議員

森田 瞳議員

中本幸一議員

田中幹男議員

山岡 敏議員

福井保夫議員

松田和代議員

松本正弘議員

植田英和議員

それでは意見書案を朗読いたします。

ウイルス性肝炎患者に関する医療費助成の拡充を求める意見書（案）

わが国においてウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎の患者が合計350万人以上とされるほど蔓延しているのは、国の責めに帰すべき事由によるものであるということは、肝炎対策基本法や「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」、「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法」でも確認されているところであり、国の法的責任は明確になっている。

ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎治療特別促進事業として実施されているが、対象となる医療が、B型・C型肝炎ウイルスの減少を目的とした抗ウイルス療法であるインターフェロン治療とB型肝炎の核酸アナログ製剤治療に限定されているため、医療費助成の対象から外れている患者が相当数にのぼる。特に、肝硬変・肝がん患者は高額な医療費を負担せざるを得ないだけでなく、就労不能の方も多く、生活に困難を来している。また、現在は肝硬変を中心とする肝疾患も身体障害者福祉法上の障害認定(障害者手帳)の対象とされているものの、医学上の認定基準がきわめて厳しいため、亡くなる直前でなければ認定されないといった実態が報告されるなど、現在の制度は、肝炎患者に対する生活支援の実効性を発揮していないとの

指摘がなされているところである。他方、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の制定時(平成23年12月)には、「とりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援の在り方について検討を進めること」との附帯決議がなされた。しかし、国においては、肝硬変・肝がん患者に対する医療費助成を含む生活支援について、何ら新たな具体的措置を講じていない。肝硬変・肝がん患者は、毎日120人以上の方が亡くなっており、医療費助成を含む生活支援の実現は、一刻の猶予もない課題である。よって、本議会は、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1. ウイルス性肝硬変・肝がんに係る医療費助成制度を創設すること
2. 身体障害者福祉法上の肝機能障害による身体障害者手帳の認定基準を緩和し、患者の実態に応じた認定制度にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月12日

提出先

内閣総理大臣 殿

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

以上。

議長(山岡 敏) はい、ありがとうございます。これより質疑を行います。
質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

議長(山岡 敏) これより討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、討論なしと認めます。

議長(山岡 敏) これから発議第1号を採決します。
この採決は、起立によって行います。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

議長(山岡 敏) はい、起立全員でございます。

よって発議第1号は原案のとおり可決されました。

議長(山岡 敏) 続いて、日程第6 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第69条の規定により、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

議長(山岡 敏) お諮りします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(山岡 敏) はい、異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定されました。

議長(山岡 敏) 続いて日程第7「諸般の報告」を行います。

議会からは2点、報告がございます。

去る、10月27日に 長野県下伊那郡下條村及び28日に愛知県額田郡幸田町へ議員派遣いたしました結果について、各常任委員会委員長から報告していただきます。

まず、総務産業建設常任委員会 植田委員長から報告をお願いします。

総務産業建設常任委員長(植田英和) はい、議長。

議長(山岡 敏) はい、どうぞ。

(植田総務産業建設常任委員長 登壇)

総務産業建設常任委員長(植田英和) 議員派遣報告

下條村の視察研修について報告いたします。

長野県の最南端下伊那郡の、ほぼ中央に位置する 下條村は、飯田市から、車で20分、人口約四千人の小さな村です。下條村は、約7割が、山林を占め、農地も少なく、村を代表する 産業もなく、俳優の、峰竜太さんの出身地として、知られているくらいで、山野だけが目につくこの村が、「出生率を上げた村」として全国の自治体から視察が殺到しています。市を除く町村を対象に毎週1回のみ、視察研修を受け入れ、今回は、わたしたち安堵町議会議員と三重県東員町議会との合同視察となりました。

下條村は、現、伊藤喜平村長が選出されるまでは、財政破綻寸前の過疎の村でありました。就任後の伊藤村長が、最初に手掛けたのは、徹底した職員の数の減少に取り組み、人件費の削減をしました。村役場の組織は、総務課、振興課、福祉課の3つの課があります。収入役・教育長の職はなく、村長就任当時、最大59名いた職員は、現在、一般行政職37名、うち育児休暇中が2名、保育士7名、保健師2名、嘱託職員27名で行政を支えています。少人数で行政サービスの低下は無く、各職員が、目的意識をもって業務を行えば、行政組織として、十分な機能ができていると説明がありました。

当日、私たちの視察を担当していただいた総務課長は、議会事務局と選挙管理書記長を兼任されていました。

村の財政について、平成25年度起債残高は、11億1千746万円のうち、交付税措置を引いた実質起債残高は、1億1千457万円です。基金残高は、一般会計 基金分として、60億3千316万円です。このことは、行政関係者の間で「奇跡の村」と呼ばれる存在で、財政改革を徹底し、全国トップクラスの健全財政を構築されています。

出生率を伸ばすための施策として少子化対策にからめ、住宅施策を中心に、住民の福祉向上のために、様々な施策を積極的に実施されました。

まず、若者定住施策について

①集合住宅と一戸建て住宅の建設。

若者定住促進住宅は、平成9年度から平成18年度までで、10棟124戸。

また、一戸建て住宅は、平成2年度から平成8年度まで、54戸、計178戸を補助金を使うことなく住宅建設を実現させた。ただし、入居条件として、「子どもがいるか」、「これから結婚する若者」、「村の行事や消防団への加入」等を考え柱としています。

②平成16年度から幼児から中学生までの医療費は無料化、22年度から高校卒業まで拡大。

③保育料の一律引下げと、所得税の引き下げ。

④入園前の親子のための「つどいの広場」開設。

⑤子育て応援基金の創設。

⑥義務教育、給食費の補助。

⑦定住促進住宅の新增改築工事補助事業。

⑧若者定住促進住宅家賃の引き下げ。

⑨平成26年4月から、入学祝い金制度を新設し、商工会の商品券を配布。

⑩平成26年度からは出産祝い金の増額、出生率では、ここ数年、年間の出生者数より死亡者数が上であるため、人口自体は、減っているそうです。

二番目の施策は、建築資材支給事業です。

この事業の目的は

①地域住民の生活環境を整備するために、住民自ら施工する工事に対し、村がその資材を支給する。この事業費としての年間予算は、約1千万円です。本来は、村道整備、農道整備、水路整備など、行政がやることを住民にお願いしたので、当初は、業者の公共事業が激減し、土建業者からの軋轢がありました。

また、当初住民の反発が強かったのが、地域住民の生活環境を整備するのは、行政任せではなく、自分たちの地域は、自分たちの力でよくしていこうという意識が高まりました。地域コミュニティの人間関係も向上し、業者発注に比べ5分の1の費用で済んだということです。

三番目の施策は、教育改革について

①進学等により村を出た子ども達に戻ってきてもらうためには、故郷を愛する気持ちの育成が必要なことから平成19年度から年1回、農家や、商店主や、工場経営者などの事業者が学校に来てもらって、ゼミ形式の小学校高学年を対象として「ふるさと塾」を開催されています。

②生徒会活動を通じて村の実態を理解し、実社会勉強を行うということで、中学校3年生の夏休みには、村の議場を使い模擬議会を行っています。

③国際化に対応するために、平成7年から海外研修を実施しております。最近は、春休みに3泊4日でグアムへホームステイを実施。中1の希望者全員が対象で、約15万円の費用の半分を村で補助されています。

四番目の施策は、村全体で45億円必要と試算される公共下水道処理計画を止め、合併処理浄化槽事業を実施。総事業費は、9億円弱で公共下水施設を建設費用の5分の1で済みました。水質検査は全額村で負担。保守点検料は4分の3、汚泥引抜料は2分の1を村が補助しているということです。

さらに、主な活性化への取り組みとして、村立図書館を建設され、利用率は県下第2位です。平成22年度に、75歳以上の医療費の自己負担を助成。平成23年度には、70歳から74歳までの医療費自己負担を助成。地方交付税が減らされる中、下條村は、合併もせずに独自の村づくりを進めていくことを宣言しています。

村長をはじめ、議会や職員、住民それぞれが重大な覚悟と決意がなければ実行できないことをしておられます。村の職員の能力を引き出したのは、トップの姿勢で、職員の意識が変わると村民の意識も変わりはじめたそうです。

今回視察で、まず、玄関に出迎えをしていただいたのは、総務課長ひとりであり、役場内には、ほとんど職員の姿は、見受けられませんでした。当日司会進行、ビデオ上映の際には、総務課長が自らカーテンの開閉から、照明係、また視察資料代の徴収

等、ひとりで何役もこなされておられましたがとても印象深いものでした。
今回視察で、安堵町では、具体的に何ができるかを検討していきたいものです。
以上、総務産業建設常任委員会 委員長 植田英和

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

1 番（森田 瞳） はい、議長。

議長（山岡 敏） はい、森田議員。

1 番（森田 瞳） あの今委員長の報告の中に、ちょっと私理解できない言葉ちょっと1点あるんです。あの恐らくちょっと委員長のほうも誤解されているのではないかと思うんですけども、総務課長は、議会事務局長を兼ねておられるこれはこれで私は納得、よろしいんですけども、選挙管理委員長も兼ねておられるという報告ちょっとされたと思うんですけども、ちょっと若干これはおかしいと私はそう思うんですけども、ちょっと後日あの後日で結構ですので、今の中でちょっと修正部があればそのところで事務局の範囲内で、ちょっと修正お願いしたいなとかように思いますので、よろしく願いいたします。おそらく事務長だと思うんです。あの選挙管理委員長は別におられると私そう理解しております。よろしく願いいたします。以上です。

議長（山岡 敏） はい、今あの森田議員の発言について、これはあの調査させていただきまして、ま、たぶん委員という形だろうと思いますけども、後日修正なりさせていただきます。それで森田議員よろしいですか。

1 番（森田 瞳） はい。

議長（山岡 敏） はい、続いて、文教厚生常任委員会 浅野委員長、報告をお願いします。

文教厚生常任委員長（浅野 勉） はい、議長

（浅野文教厚生常任委員長 登壇）

文教厚生常任委員長（浅野 勉） 議員派遣報告

幸田町は、全国町村議会広報コンクールに暦年入選し、町も議会も広報活動に力を入れている町です。10月28日火曜日、幸田町議会だよりの編集・発行を学ぶために視察研修に訪れました。

幸田町の人口は、今年平成26年4月調査で39,155人であり、毎年増加傾向にあります。愛知県中南部に位置し、面積56.8k㎡、中部地方の中核都市名古屋

市から45km圏内にあり、北は岡崎市、西は西尾市、南東は蒲郡市などに隣接しています。東部と南西部に標高100m～400mの丘陵地帯が続き、広田川を中心に平野が広がっています。温暖な気候に恵まれ、緑豊かな自然に抱かれた美しいまちです。特産農作物として、全国生産量第一位の「筆柿」、一年中出荷できる「なす」、11月から5月まで栽培・収穫できる「いちご」が有名です。工業団地の誘致により安定した財源を確保できたことから財政は豊かで、財政力指数は、1.0以上、地方交付税不交付の自治体です。

幸田町役場駐車場に着くと、職員数名がバスを誘導し私たちを出迎えてくれました。役場庁舎のロビーには、庁舎案内係の担当がおられました。エレベーターで5階に上がると、廊下には副町長をはじめ多数の議会議員や職員が整列され、出迎えを受けました。

当日の資料として配付された議会だより「こうた」はA4サイズ全ページカラー刷り各紙20ページ前後で構成され、最新号は154号でした。

挨拶の後、質疑・応答を交えながら研究協議に入りました。当町の編集手順は、すべて議事録をもとに編集委員及び議員が原稿を作成し、掲載写真は、編集委員が各自現場撮影したものです。事務局は、原稿作成に必要な資料提供と印刷業者との調整及び発行にかかる経理を担当しています。

幸田町の議会だよりは、創刊が昭和49年であり、発刊40年間の暦年の積み重ねが編集・発行に生かされているということが理解できました。

〔幸田町の広報編集の工夫について〕以下11項目を当町からの資料の原稿どおり紹介いたします。

1. 本文の文字は大きく、ゆったりとした紙面づくり（空白スペースを多く）。
2. 表紙の写真は人物を中心に、フロントページと見開きが勝負である。
3. 写真はできるだけ多く、動きがある写真を。
4. 一般質問の場合、質問者の顔を左右から見て、綴代の中央に向ける。
5. 文章はわかりやすく、文体の統一（です、ます体）。
6. 見出しは内容は簡潔に表現しかつインパクトのあるものに。
7. 住民参加の紙面づくり。
8. 漢数字はできるだけ使わないように、4割程度まで抑える。
9. 見出しで内容を知らせる。「・・・について」という表現はダメ。
10. 広報関連の住民意識調査の実施などを考慮した編集。
11. 一般質問後の追跡調査等の特集。

以上の様な幸田町独自の編集スタイルの紹介がありました。

研修討議の中、ある3年目の編集委員から、今風の広報紙は写真集やグラビア集の様なデザインが必要で、新聞のように文字ばかりの紙面では読んでもらえないという発言がありました。この話題は、私たち安堵町編集委員も昨年度の全国広報研究会で学んできた講演内容の一部であることを思い出しましたが、我が安堵町の限られた予算の中でグラビア集や総カラー刷りの紙面作りには制限があります。

私たち編集委員が創意工夫を重ねながら、ゼロから手作りで創刊できた安堵町の議会だよりを応援する意図であればうれしいのですが。

また、他の委員から原稿の言葉の明瞭簡潔さが必要との意見が出されましたが、その土地土地の人々の情感と文化の違いを考慮することも重要であることに気付かされました。

安堵町議会だよりには「出会い ふれあい 語り合い」「あなたと町政をむすぶ議会だより」という編集意図を表紙に掲載しています。

今後も安堵町民の方々に文字や写真を通して、わかりやすく正確に伝えていく役割と、使命感を持って編集作業を進めていきたいと思えます。

また、議員・編集委員一同の創意工夫により、読んでいただく方の視点を大切に発行していきたいと、心を新たにした視察研修になったことを報告いたしたいと思えます。なお、ちょっと紹介いたしますが、最近入手いたしました、この町村議会の実態調査の概要なんですけども、これを見ますと、奈良県内27か町村のうちで、議会広報を単独で発行しているのは、7町のみです。その1町が安堵町です。ということ報告させていただきます。報告文書の中には、当日の研究協議、質疑応答の写真と、幸田町役場玄関前の写真を掲載して議長に報告しております。以上。

議長（山岡 敏） はい、ありがとうございました。

次に、2点目ですが、議員 表彰披露 についてでございます。

去る11月14日、生駒郡各町優良議会議員・職員選奨式において、浅野議員及び植田議員が「一般表彰」を受けられました。

皆様方に御披露いたします。おめでとうございました。

（「拍手」）

議長（山岡 敏） これで諸般の報告を終わります。

議長（山岡 敏） これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第4回安堵町議会定例会を閉会します。

閉 会

10時49分